

# 令和5年度第12回水巻町農業委員会総会

## 会議録（概要版）

### 第12回農業委員会総会

1. 開会日時 令和6年3月11日（月） 午前 9時58分

2. 閉会日時 令和6年3月11日（月） 午前 10時58分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

#### 4. 出席農業委員

	木寺 敬一郎 会長		嶺 才三 副会長
1番	小林 修 委員	2番	甲斐 洋子 委員
3番	森田 まゆみ 委員	4番	江藤 喜美雄 委員
5番	小田 弘二郎 委員	6番	竹内 國雄 委員
7番	津田 敏文 委員	8番	小田 尚徳 委員
9番	木原 年廣 委員		

#### 出席推進委員

北部 小河 剛 委員

南部 入江 弘 委員

#### 5. 出席事務局員

事務局長 大黒 秀一  
係 員 入江 浩二

課長補佐 大辻 直樹

#### 6. 欠席委員

なし

#### 7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2名

1番 小林 修 委員

2番 甲斐 洋子 委員

(4) 農地法第3条申請について

(5) 農地法第4条申請について

(6) 農地法第5条申請について

(7) その他事項

ア. 令和6年度最適化活動の目標について

イ. 能登半島地震義援金について

ウ. 農地パトロールについて

エ. 利用権の設定・解除について

オ. 農業委員会だより編集会議について

カ. 今後の予定について

(8) 閉会



れているんでしょうね。わかりました。

木寺会長 ; 他にご意見があるかたは挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題(2)の①農地法第3条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題(2)の①農地法第3条申請については、許可することに決しました。次にいきます。

議題(3)の①農地法第4条申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第4条申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員 ; 自分の土地を売らずに、自分で土地を造成して家を建てて貸すということで、4条になっております。

一番の問題が条件の3番で、工事は農閑期に行うということになってるんですけども、工事を5月からしたいということで、隣の田んぼを作ってるところにですね、業者と一緒にいきまして、農繁期になりますけども、どうなのかということで話をして、1㎡ほど下げるとということで、工事の了解を得ておりますので、それで大丈夫かなということで印鑑を押しております。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。江藤委員。

江藤委員 ; 2ページの位置図なんですけれども、場所的なものがちょっとわかりませんので、お尋ねしたいと思います。大きな拡大図の中の当該箇所の下のほうに家屋がありますが、これが〇〇さんの家なんですか。

竹内委員 ; はい。

江藤委員 ; わかりました。

木寺会長 ; よろしいですか。ほかにご意見がある場合は挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題(3)の①農地法第4条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題(3)の①農地法第4条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次にいきます。

議題（４）の①農地法第５条申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第５条申請①について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である小林委員から説明をお願いします。

小林委員 ; 今ありましたように、前はここに風車を作っていて、かなり有名になって観光客が来ていたんですけど、今は特に支障はなさそうな場所なので、条件はつけておりません。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題（４）の①農地法第５条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題（４）の①農地法第５条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次にいきます。

議題（４）の②農地法第５条申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第５条申請②について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員 ; 場所は、土手から二の入口という、八所神社へ向かったところの道路沿いにあります。自宅の横の畑を住宅にするということで、上下水道完備していますので、何ら問題ないと考えております。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題（４）の②農地法第５条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題（４）の②農地法第５条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます

議題（４）の③農地法第５条申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第５条申請③について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員 ; 6 ページの地図のようにですね、田んぼの両側は住宅が建っておりまして、農業も大変やりにくい土地だと思います。  
従って、家を建てないとどうしようもない土地だと思いますので承諾書に印鑑を押しております。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。  
ないようなので質疑を終わります。  
それでは、採決を行います。  
議題(4)の③農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。  
よって議題(4)の③農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます。  
議題(4)の④農地法第5条申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条申請④について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員 ; これは、先程の二東一丁目253番1の圃場の入口の一部と、東の一部が事務所の拡張を行うところでありまして、何ら問題なく工事できると思います。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。  
江藤委員。

江藤委員 ; 個別の内容については別段問題ないと思いますけれども、隣接する、今回の3番目と4番目の申請について、プラスしますと1,000㎡を超えるわけですが、当然1,000㎡を超えれば小規模開発協議の対象になるわけですが、本件の場合どうなりますか。事務局の考え方をちょっとお願いします。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。

事務局 ; 現在のところ小規模開発協議の予定はありません。

木寺会長 ; 江藤委員。

江藤委員 ; 予定はありませんじゃなくて、1,000㎡を超える物件については、小規模開発協議を行うことになっていると思いますが、そうなってくると、この関係については小規模開発協議にかけなきゃならないのではないかなと私は判断するんですけども、大したことはないんですけど、先ほどちょっと言いましたように、個別の案件については問題ないと思います。  
ただ、小さなことですが、4番目の案件について、左に曲がる場所に隅切り等ができれば作ったらどうかなということがちょっとありましたんで、開発協議の中で話をされると、私はいいんじゃないかなということがありました

のでちょっとお尋ねいたしました。できれば小規模開発協議を行っていただきたいと思います。これは意見としてお伝えします。答弁はいりません。

木寺会長 ; では、事務局よろしくお願ひします。その他ご意見がある場合は挙手をお願ひします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題(4)の④農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願ひします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題(4)の④農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます。

その他を議題といたします。

令和6年度最適化活動の目標について、本件については、前回説明が終わっておりますが、一部数値の変更が生じたとのことですので、改めて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《令和6年度最適化活動の目標について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見等ありましたら、挙手をお願ひします。

ないようでしたら令和6年度最適化活動の目標については、提案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

一同 ; 異議なし

木寺会長 ; ご異議ないようですので、令和6年度最適化活動の目標については提案のとおり決定します。次にいきます。

能登半島地震義援金について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《能登半島地震義援金について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願ひします。

それでは、よろしくお願ひいたします。次に行きます。

農地パトロールについて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地パトロールについて説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願ひします。

それでは、よろしくお願ひいたします。次に行きます。

利用権の設定・解除について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《利用権の設定・解除について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願ひします。

次に行きます。

農業委員会だより編集会議について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農業委員会だよりについて説明》

木寺会長 ; 関係委員の方はよろしく申し上げます。次にいきます。  
その他、事務局、何かありますか。

事務局 ; 《水巻町国民健康保険運営協議会委員の推薦依頼について説明》  
《農業委員会の交際費について説明》

木寺会長 ; 水巻町国民健康保険運営協議会委員の件はいいんですかね。

江藤委員 ; 事務局、今説明の中で、会長が充て職となっていました、決まっているのなら議論する必要はないんだけど、どうなんですか。充て職なんですか。

事務局 ; 充て職というわけではなくて、住民課のほうからご依頼がありました。農業委員さんからのご意見をもらいたいということです。事前にお話がありまして、一応会長のほうにご相談しましたところ、受けていただけるという下話がありましたので、ここでご承認いただくという形になります。

江藤委員 ; 充て職ではないんですね。では、改めて会長を推薦いたします。

一同 ; 拍手

木寺会長 ; 私によければよろしく申し上げます。  
その他、事務局何かありますか。ないようでしたら、引き続き今後の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《今後の予定について説明》

木寺会長 ; それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。  
小田委員。

小田尚委員 ; 3条の案件で申し上げましたが、農地を売るとき、青地か白地か、それともそれ以外か、それを押さえておくのは、私は事務局の基本だと思います。  
農業委員会としては、農地での水の影響が起こるか起こらないか、そういうことを押さえておくことが重要でないかと思うし、用水がどうなるかというのは基本中の基本だと思うので、そのことは頭の中に入れて案件の説明をしてもらいたいと思います。青地ではない、それで1反40万ということになってくると、普通1000万の価値があるとしたら、40万で売ることになると贈与が発生する可能性があるのではないかという気がします。そこまで私たちが考える必要はないかと思いますが、基本である青地や白地、そういったことを事務局できちっと押さえといていただきたい。以前、地図を配ると言ってましたが、私たちが押さえるのではなくて事務局が押さえるべきです。  
それから3条には国籍が書かれていますが、4条、5条には国籍が書かれていません。以前お聞きした時に3条には国籍を書きませんと言われていましたがそれでよろしいのでしょうか。また、そういう文書が来ているのであればその文書のコピーをいただけないでしょうか。

木寺会長 ; 事務局、お願いします。



- 事務局 ; 文書を確認します。
- 木寺会長 ; よろしく願います。他にご意見があるかたは挙手をお願いします。  
津田委員。
- 津田委員 ; 資料として配っていただいているんですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条農用地利用集積計画ということで上がってきていますが、これは令和 6 年 2 月にアンケートを出して 6 年 3 月から 6 月まで出して意向を聞く形で農用地利用集積が上がってきていますが、これはアンケートをどういう形でまとめていくのか、やはり決め方があるかと思うんですよね。そういうのを教えていただければお願いします。
- 木寺会長 ; 津田委員、どれを参考にしたらいいですか。今日の利用権のことですか。
- 津田委員 ; 利用権です。
- 事務局 ; 集積計画ですか。これは地域計画とは全く関係ないもので、要は個人で農地の貸し借りしている所がありますよね。これは中間管理事業でやるような形になっているので、それを貸す方と借りる方に、契約はこういう内容ですよということなので、基本的には個人間でするので町が計画をしている話ではありません。
- 木寺会長 ; これは集積計画に入っているものですからね。
- 事務局 ; 集積計画という形で出さないといけないのでちょっと混同されるかもしれませんが、特に町が作っている計画ではありません。成り立ちとしてはご自分の農地の貸し借りを集約したものと考えていただければと思います。
- 津田委員 ; 扱い方を慎重にやらないといけないということですか。
- 事務局 ; これは、あくまでも個人と個人の貸し借りなので、自分が耕作できないからどなたか使ってくれませんかという形で、立屋敷なら〇〇さんをお願いして作っていただいているのを集約している一覧表と捉えていただければと思います。
- 津田委員 ; ありがとうございます。
- 木寺会長 ; その他、意見がある場合は挙手をお願いします。  
ないようでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、令和 5 年度第 12 回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前 10 時 58 分閉会)

会議録署名人

1 番

2 番